

件名	亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例	議会事務局 議事調査室
<p data-bbox="172 405 628 439">1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p data-bbox="199 465 1417 622">議会運営委員会の委員については、亀山市議会運営委員会内規（平成17年1月21日）第2条において、2人以上の議員が所属する会派の所属議員数に応じて定められた人数を選出することとしています。</p> <p data-bbox="199 651 1417 745">そこで、今般、会派数に変更が生じたことから、議会運営委員会の委員の定数を改正するものです。</p> <p data-bbox="172 831 376 864">2 改正内容</p> <p data-bbox="233 891 1217 925">議会運営委員会の委員の定数を5人（現行6人）に改めます。</p> <p data-bbox="1179 954 1422 987" style="text-align: right;">< 第4条関係 ></p> <p data-bbox="172 1059 341 1093">3 その他</p> <p data-bbox="233 1120 715 1153">施行日は、公布の日とします。</p>		

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第36号

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市議会委員会条例（平成17年亀山市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6人」を「5人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。